

そこが知りたい！

太陽 ASG 国際税務ニュースレター

今回のテーマ： 移転価格税制に係る運用上の明確化 - 独立企業間価格幅（レンジ）の取扱いについて

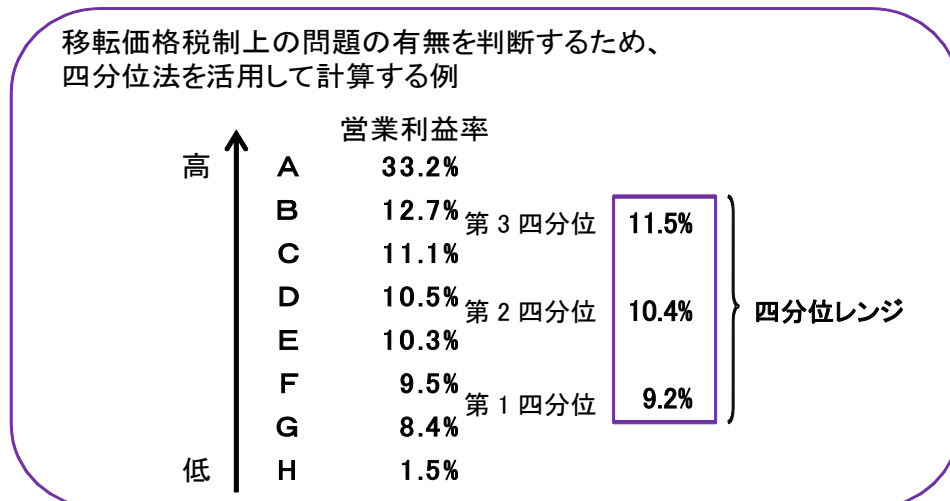
平成23年度税制改正大綱では、独立企業間価格算定方法の優先順位の廃止とともに（措法66の4②）、移転価格課税の運用面において、独立企業間価格幅（レンジ）の取扱いを明確にする方向性が示されました。

従来、課税庁は、独立企業間価格は一つの価格に決まるという考え方を採用していたものとみられますが、改正された取扱いにおいては、国外関連取引に係る比較対象取引が複数存在し、独立企業間価格が一定の幅を形成している場合において、国外関連取引の対価の額が一定の幅の中にある場合には、移転価格税制に基づく課税を行わないこと（措置法通達66の4(3)-4）、また、一定の幅の外にある場合には比較対象取引の平均値に加え、その分布状況等に応じた合理的な値を用いて独立企業間価格を算定することとされました（移転価格事務運営指針3-5）。

1. 所得移転の蓋然性を判断する場面では

調査においては、移転価格税制上の問題の有無（所得移転の蓋然性）を判断するために、比較対象取引の候補と考えられる取引に係る利益率等の範囲内に、国外関連取引に係る利益率等があるかどうかを検討されることがありますが（移転価格事務運営指針2-2(1)）、これら比較対象取引の候補と考えられる取引は「十分なスクリーニングを行う前」のものであるため、「必要に応じて四分位法によるレンジ等」を活用することが適切な場合もあるとされています（移転価格事務運営指針「別冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」事例1《解説》5）。

四分位法によるレンジとは、以下の例のように、比較対象取引の利益率等を順に4つに区分し、上位25%と下位25%（いわゆる異常値）を除いた上限値（11.5%¹）及び下限値（9.2%²）により構成される幅のことです。

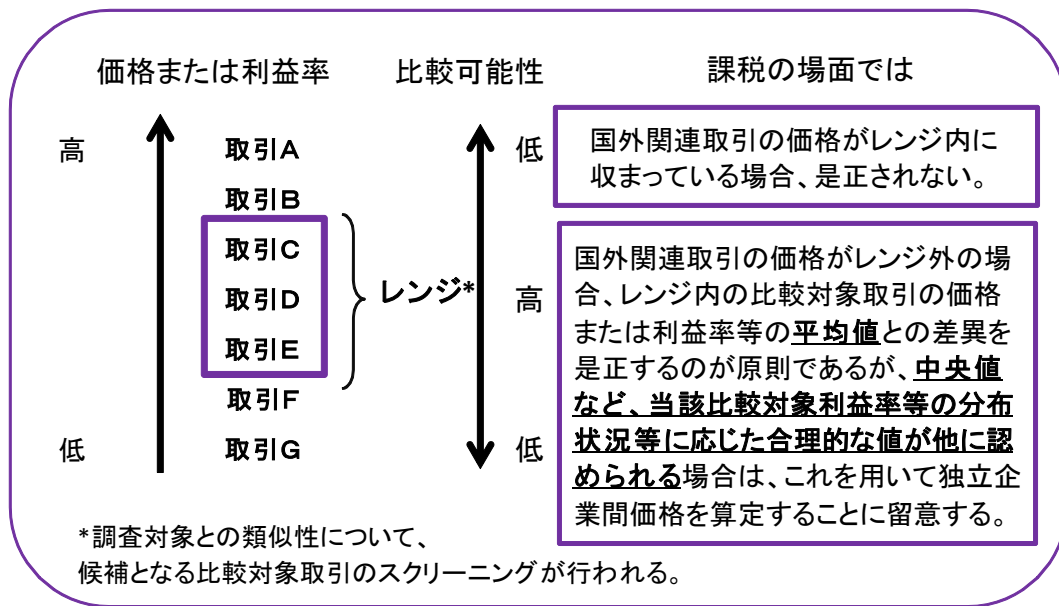


2. 課税に至る場面では

1.で説明したレンジの外に、国外関連取引に係る利益率がある場合には原則として、比較対象利益率等の平均値との差異が是正されますが、利益率等の分布状況等によっては、中央値など合理的な値が独立企業間価格とされる場合もあります。

¹ $(12.7\% - 11.1\%) \times 25\% + 11.1\% = 11.5\%$

² $(9.5\% - 8.4\%) \times 75\% + 8.4\% = 9.2\%$



ここでいう比較対象取引とは、国外関連取引との「類似性の程度が十分な」非関連者間取引をいいますので（措通 66 の 4 (3) -1）、独立企業間価格が形成される一定の幅とは、四分位法等の統計的処理をした利益率等のレンジではなく、比較対象取引に係る価格（または利益率）の最大値と最小値の幅（フルレンジ）を指すものと思われます。

お見逃しなく！

独立企業間価格幅の取扱いが明確になったことにより、国外関連取引がレンジの中に入っていれば、移転価格課税を受けるリスクを抑えることができると考えられますが、レンジの中に入っていることの実態は、納税者が移転価格調査の際に、所定の移転価格文書（措法 66 の 4⑥）を提出して説明することになると思われます。したがって、事前に移転価格文書を準備する際には、国外関連取引との類似性を十分に吟味した上で比較対象取引の選定を行う必要があります。

移転価格サービスについてはこちらをご覧ください <http://www.gtjapan.jp/service/international/tp.html>